

障害児通所支援等の円滑な提供に向けた 児童発達支援センターのあり方（基本方針）

平成 2 4 年 1 0 月
札 幌 市

～ 目 次 ～

1	方針策定の趣旨	・・・P 1
2	児童発達支援センターの役割（国の考え方）	・・・P 2
3	方針の体系	・・・P 3
(1)	方針 1 障がい種別に関わらない重層的な支援の拠点	・・・P 5
(2)	方針 2 地域から必要とされる相談支援の拠点	・・・P 6
(3)	方針 3 児童発達支援事業所や関係機関との支援ネットワークの構築	・・・P 7
4	参考	
(1)	児童発達支援センターを通じた児童発達支援事業利用までの流れ	・・・P 8
(2)	方針策定の経過	・・・P 9
(3)	障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議委員名簿	・・・P 10

SAPP_URO

笑顔になれる街

方針策定の趣旨

障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスの一つであった児童デイサービスは、平成 24 年 4 月の児童福祉法改正に伴い、同法に基づく障害児通所支援に位置づけられました。

これを受け、国が示す障害福祉計画策定の基本指針では、指定障害児通所支援や指定障害児相談支援の基盤整備など、障がい児支援に係る方針を各自治体において策定することが望ましいとされています。

札幌市においては、特に障害児通所支援事業所の数が全国で最も多い状況にあり、児童や保護者の選択の幅が広い一方、今後は療育の質の更なる向上が求められています。

そこで、地域の中核的な療育支援施設として期待される児童発達支援センター（旧知的障害児通園施設及び旧肢体不自由児通園施設）について、札幌市におけるあり方を方針として定めることにより、障がい児の地域における療育体制の確立を図ることとしたものです。

児童発達支援センターの役割（国の考え方）

《児童福祉法 第6条の2第2項（抜粋）》

児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与することという。



児童発達支援センター

10万人を目安に
複数カ所設置

- ◆ 障がい種別に関わらない適切な通所支援の提供
- ◆ 身近な障がい児支援の拠点となる地域支援の提供
 - ① 地域にいる障がい児やその家族への相談支援
 - ② 地域の障がい児を預かる施設への援助・助言
- ◆ 関係機関と連携を図ることによる地域支援体制の強化



専門的支援のノウハウ提供
（支援方法の共有・支援ネットワークの構築）



児童発達支援事業所

障がい児の
通所可能な範囲に
1カ所以上

- ◆ 身近な療育の場として支援の提供
- ◆ 児童発達支援センターとの支援ネットワークを活用し、必要な療育機会の確保

方針の体系

方針 1 障がい種別に関わらない重層的な支援の拠点

基本施策① 障がい種別に関わらない適切なサービスを実施する通所支援

基本施策② 関係機関との連携による重層的な支援

方針 2 地域から必要とされる相談支援の拠点

基本施策① 障害児通所支援利用に係る相談支援の実施

基本施策② 地域における障がい児支援に係る情報発信の場

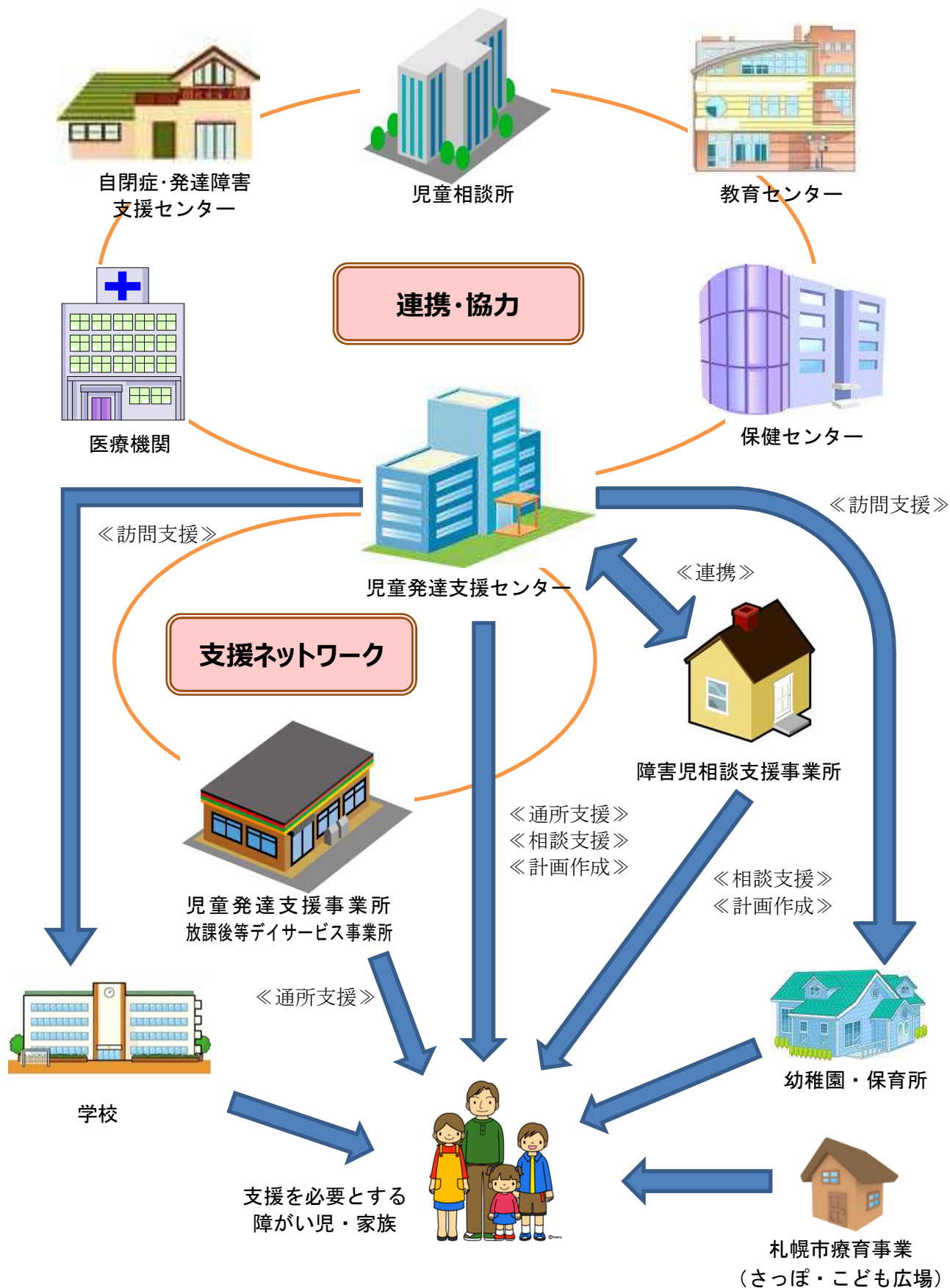
方針 3 児童発達支援事業所や関係機関との支援ネットワークの構築

基本施策① 職員研修及び事例検討による支援技術の向上

基本施策② 来所や訪問による支援技術の提供

※ 支援体制のイメージについては、次ページ参照。

【イメージ図】児童発達支援センターを中心とした支援体制



方針 1 障がい種別に関わらない重層的な支援の拠点

《現状と課題》

法改正までは、札幌市内の旧知的障害児通園施設（現児童発達支援センター）の対象児童を重度から中度の知的障がい児としていました。

新たに位置づけられた児童発達支援センターは、旧児童デイサービス（現児童発達支援事業所）と同一事業となり、法律上、対象児童についても、児童発達支援事業所と同じく、障がい種別に関わりなく受け入れることとなります。

《考え方》

児童発達支援センターの通所支援については、法の趣旨に基づき、障がい種別に関わりなく、様々な児童を受入れることが求められます。

特に、児童発達支援事業所での受入れが難しい児童については、児童発達支援センターが率先して受入れに努めることが必要となります。

また、こうした役割を担う児童発達支援センターは、その設置数はもとより、各センターの持つ機能面（福祉型・医療型など）にも着目して、バランス良く配置されることが望ましいと考えられます。

基本施策

基本施策① 障がい種別に関わらない適切なサービスを実施する通所支援

児童発達支援センターでは、児童発達支援事業所で受入れが難しい児童を率先して受入れることが求められます。

- ・ 重度から中度の知的障がい児（福祉型の例）
- ・ 肢体不自由児（医療型の例）
- ・ 重症心身障がい児（福祉型・医療型の例）

基本施策② 関係機関との連携による重層的な支援

関係機関との緊密な連携により、障がい特性に応じた一貫した支援を提供することが求められます。

- ・ 福祉（児童相談所、保育所、自閉症・発達障害支援センター、相談支援事業所等）
- ・ 教育（幼稚園、学校、教育センター等）
- ・ 医療（病院、診療所）
- ・ 保健（保健所、保健センター）

方針 2 地域から必要とされる相談支援の拠点

《現状と課題》

児童発達支援センターは、児童福祉法改正後 3 年以内（平成 27 年 3 月末まで）に障害児相談支援の指定を受ける必要があります。

法改正に併せて、地域で生活する障がい児に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介、障害児支援利用計画の作成、情報の発信等を行うこととなります。

《考え方》

児童発達支援センターは、地域の中核的な相談機関として、障がい特性に応じた一貫した支援を提供できるよう、本人や家族に対する相談支援を実施するとともに、地域に向けた情報提供に取り組むことが求められます。

また、障害児支援利用計画については、地域にある障害児相談支援事業所との連携のもと、円滑に計画を作成することが必要となります。

基本施策

基本施策① 障害児通所支援利用に係る相談支援の実施

児童発達支援センターは、適切な療育が提供されるよう、関係機関と連携しながら相談支援を実施することが求められます。

- ・保健センターや札幌市療育事業（さっぽ・こども広場）等の関係機関と連携し、保護者のニーズや児童の障がい特性に応じた事業所見学の促し
- ・障害児支援利用計画作成にあたっては、障害児相談支援事業所を紹介するとともに、その事業所へ情報提供の実施
- ・児童発達支援センターによる継続的支援が必要な児童への障害児支援利用計画の作成

基本施策② 地域における障がい児支援に係る情報発信の場

地域の中核的な相談機関として、療育に関する様々な情報のほか、医療・福祉・教育・就労などの総合的な情報提供を行うことが求められます。

- ・療育を支える様々な分野の情報集約
- ・本人や家族へ分かりやすい情報提供の工夫
- ・親の会などの支援団体の紹介
- ・地域の関係機関に対する研修等の情報提供

方針３ 児童発達支援事業所や関係機関との支援ネットワークの構築

《現状と課題》

札幌市内の障害児通所支援事業所数は全国で最も多く、児童や保護者の選択の幅が広い一方、今後は療育の質の更なる向上が求められます。

児童発達支援センターは、事業所に対する「専門的支援のノウハウ提供」に取り組み、センターを中心とした支援体制を構築することが望まれます。

《考え方》

児童発達支援センターにおいては、関係機関との支援ネットワークの構築により、支援技術向上に向けた研修体制を充実させ、事業所間の更なる連携強化を図るなど、療育の質の向上に向けた取組が必要となります。

基本施策

基本施策① 職員研修及び事例検討による支援技術の向上

児童発達支援センターは、支援ネットワークを活用して職員研修等を実施し、各事業所の支援技術の向上に取り組むことが求められます。

- ・ 児童発達支援センターと複数の事業所による支援ネットワークの構築
- ・ 定期的に勉強会（職員研修・事例検討）の実施
- ・ 定期的な児童発達支援センター間の会議実施による支援ネットワークの一層の推進

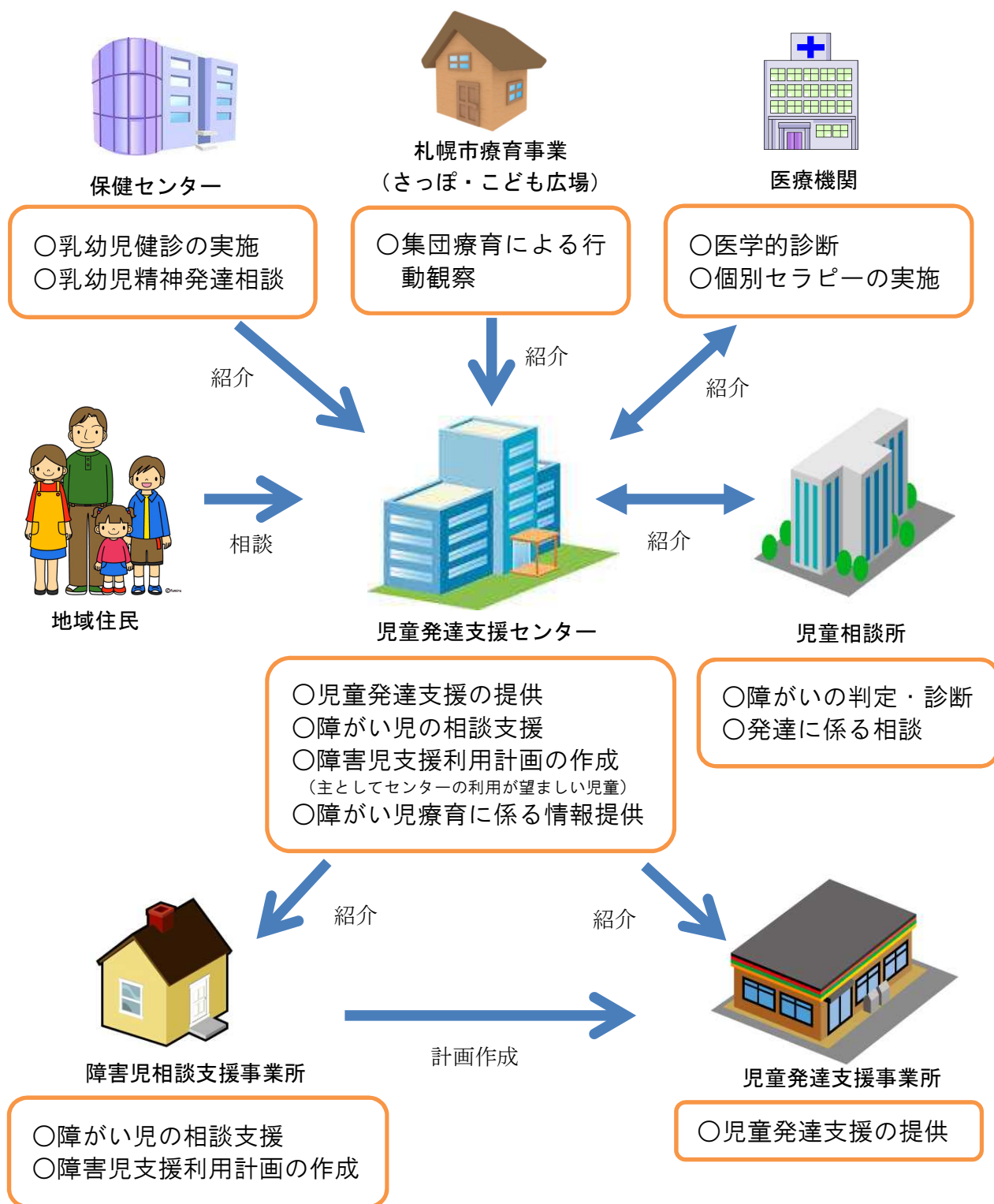
※ 事業所はいずれかの支援ネットワークに参加

基本施策② 来所や訪問による支援技術の提供

児童発達支援センターは、各事業所からの求めに応じて支援方法に対するアドバイスを行うなど、機関支援に取り組むことが望まれます。

- ・ 新規開設事業所等の職員に対する実地研修
- ・ 通所児童への個別支援に関するアドバイス（機関支援）

児童発達支援センターを通じた児童発達支援事業利用までの流れ



※ 児童発達支援センターを中心に見た場合のイメージ図であり、矢印にある紹介・相談を全てセンターが受けるということではありません。

方 針 策 定 の 経 過

《検討体制》

市役所内部での検討のほか、障がい児に関する福祉事業の従事者、障がい者団体の関係者、市役所職員で構成する「障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議」を設置し、方針策定に向けた検討を行いました。

《意見交換会》

障がい児施策に深く関わる障がい者団体の関係者、障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議委員及び市役所職員の3者で意見交換会を開催し、いただいたご意見等を本方針策定の参考としました。

【参加団体】(50音順)

- ① 札幌ADHDの会「いーよ」
- ② 札幌肢体不自由児者父母の会
- ③ 札幌市通園児父母連絡協議会
- ④ 札幌市手をつなぐ育成会
- ⑤ 札幌地区重症心身障害児(者)を守る会
- ⑥ 札幌ポプラ会
- ⑦ 北海道学習障害児・者親の会クローバー
- ⑧ 北海道高機能広汎性発達障害児者親の会（ドンマイの会）
- ⑨ 北海道小鳩会

《検討経過》

平成24年4月	・検討の開始
6月	・障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議（第1回） → 課題の整理
7月	・障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議（第2回） → 方針の検討
8月	・障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議（第3回） → 方針の検討
9月	・障がい者団体との意見交換会 ・障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議（第4回） → 方針の取りまとめ ・方針の決定

※ 随時、市役所関係部局における会議を実施

障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議 委員名簿

(平成 24 年 9 月現在)

	氏 名	所属団体等
1	○ おおくぼ かおる 大久保 薫	相談室ぽぽ（障害児相談支援事業所）
2	かとう きよし 加藤 潔	札幌市自閉症・発達障害支援センター （発達障害者支援センター）
3	かとう のりこ 加藤 法子	きらめきの里（福祉型児童発達支援センター） こもれび園（医療型児童発達支援センター）
4	きくち ようこ 菊池 洋子	社団法人札幌市手をつなぐ育成会
5	きたがわ さとこ 北川 聡子	むぎのこ（福祉型児童発達支援センター）
6	さきょう まさよし 佐京 正義	札幌肢体不自由児者父母の会
7	◎ ふるかわ たか し 古川 孝士	札幌地区児童デイサービス事業所連絡協議会 児童デイサービスのび・のび（児童発達支援事業所）
8	さとう たつや 佐藤 達也	札幌市子ども未来局児童福祉総合センター 児童療育課長
9	たかはし 高橋 みゆき	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部 自立支援担当課長

◎は議長、○は議長代理をそれぞれ表す。